

## 提出書類一覧表（法人申請）

No.	書類の名称	注 意 事 項
1	免 許 申 請 書	
2	宅 地 建 物 取 引 業 経 歴 書	実績がない期間がある場合、申立書（宅建協会・県庁HPに様式あり）を添付すること
3	誓 約 書	
4	専任の宅地建物取引士設置証明書	
5	相談役及び顧問株主等の名簿	用紙の省略不可
6	事務所を使用する権原に関する書面	事務所を賃貸借（使用貸借）している場合は、契約書の写しを添付すること
7	略 歴 書	対象者：代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人、専任の宅地建物取引士、相談役及び顧問
8	従 事 す る 者 の 名 簿	① 代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士は必ず含むこと ② 監査役は従事できない
9	専任の宅地建物取引士勤務内容調書	出向の場合、地方局・土木事務所へ変更届を提出すること
10	事 務 所 付 近 の 地 図	
11	事 務 所 の 写 真	
12	身 分 証 明 書  （注意）宅建業法の改正により、専任の宅地建物取引士については添付不要となりました。ただし、専任の宅地建物取引士が事務所の代表者や役員、政令の使用人を兼任している場合は添付が必要となります。	① 対象者：代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人、相談役及び顧問、100分の50以上の株主又は出資者 ② 本籍地の市区町村役場が発行 ③ 外国人は、身分証明書と同じ内容を誓約した書面（宅建協会・県庁HPに様式あり）及び住民票を添付すること ④ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
13	登記されていないことの証明書 P19参照  （注意）同上	① 対象者：代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人、相談役及び顧問、100分の50以上の株主又は出資者 ② 法務局、地方法務局の窓口で発行（郵送請求は東京法務局のみ） ③ 外国人も必要
14	決 算 書	① 直前1年間（事業年度）の貸借対照表及び損益計算書 ② 新規申請において、一度も決算をしていない場合は、設立当初の開始貸借対照表を添付すること
15	納 税 証 明 書	① 税務署の発行する直前1年間の法人税の納税証明書（様式「その1. 納税額用」） ② 新規申請で新設法人の場合は、添付不要
16	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 （ 商 業 登 記 簿 謄 本 ）	① 登記をした法務局が発行 ② 目的の中に宅建業を営む旨の記載が必要 ③ 農協等、役員の登記を必要としない法人の場合は、役員一覧を添付（代表者が証明したもの）

※ 更新書類の提出が有効期間満了の30日前を過ぎると受付できません。免許の取り直しになりますので  
ご注意下さい。

その他 ① 免許後に、商号又は名称、事務所所在地、代表者・役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士の就退任又は氏名に変更があったときは、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を提出して下さい。なお、従業者の変更があったときは、「従業者変更届」を遅滞なく届け出て下さい。  
（変更日から30日を過ぎている場合は遅延理由書が必要です。）

② 専任の宅地建物取引士の登録内容（氏名、住所、本籍、従事する宅建業者の商号（名称）及び免許証番号）に変更がある場合、事前に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出して下さい。

（注） 1 官公署発行の証明書類は、受付日時点において、3か月以内に発行されたものを添付して下さい。  
2 審査にあたり必要な場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。  
3 申請書は、この順番に、正本副本を別々に備えて下さい。